

## 飼い犬が他人をけがさせたら



弁護士  
なごさ法律事務所 所長

なかにし りょういち  
中西 良一

自宅前の駐車場の片隅においた犬小屋につないで私が飼っていた犬が、いたずらをしようと駐車場に近づいてきた近所の小学生を咬んでしまいました。現在、その子供の親から多額の損害賠償請求を受け、困っています。私は賠償金を支払わないといけないのでしょうか？

### 動物占有者の責任

「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。」

民法718条1項はこのような定めをしています。

動物の飼主はこの「占有者」にあたりますので、ペットの飼主はペットが他人にけがをさせるなどして損害を与えた場合にはその損害を賠償する責任を負います。

この点、上記条文の但書きには「相当の注意をもって管理をしたとき」には責任を負わない旨の規定がありますが、実際の裁判において、この規定により飼主の責任が否定されたことはほとんどないといわれています。

### 損害賠償の内容

冒頭の相談事例で想定される代表的な損害としては、治療費、通院のための交通費、傷害慰謝料、さらにけがをした小学生に後遺障害が残れば、これによる逸失利益や後遺障害慰謝料等も問題となります。

ここに慰謝料とは被った精神的苦痛に対する損害賠償金をいいますが、なかでも傷害慰謝料とは被ったけがによる精神的苦痛との関係での慰謝料、後遺障害慰謝料とは残った後遺障害が残ることとなったことによる精神的苦痛との関係での慰謝料を指します。裁判実務では、前者は入院期間や通院期間等を中心とした事情に基づき、後者は後遺障害の内容によっておおよその相場が決まって

きます。

逸失利益とは、簡単にいえば、本来得られるべきだったのに得られなくなった利益のことをいいます。けがをしたのが小学生でも、後遺障害が残ることとなれば、将来的に行えははずの労働が行えず所得が減少するとして後遺障害による逸失利益が認められることとなります。

### 過失相殺

相談事例では、小学生の方から飼犬にいたずらをしようとわざわざ近づき咬まれたということですので、けがをした小学生の側にも責任があります。

このような事情は過失相殺で考慮されることとなります。具体的には、損害の公平な分担という理念の下、子供の側の過失を考慮して、損害額から一定割合を減額することとなります。

このように、冒頭の相談事例のようなありがちな事故でも、相手方のけがの状況や後遺障害の有無・その内容によっては、びっくりされるほど高額な賠償をしなければならなくなる場合があります。

また、上記では触れませんでした。民法718条2項は「占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。」と規定しており、動物を預かったり飼主に代わって散歩をしている者も、その間に事故が起きれば「占有者に代わって動物を管理する者」として前述した責任を負うこととなります。なお、この場合にも、飼主の責任が当然に免責されるわけではありませんので動物を預けたり預かったりする際にも注意が必要です。

